

I 給食の運営管理編

Ⅰ 給食の運営管理編

1 給食の運営管理

(1) 運営について

保育所等の給食の運営については施設長のもとに子どもの発育・発達状況、健康状態、嗜好や調理室内の衛生管理状況を把握している調理従事者等から「給食責任者」を定めて、給食業務の責任体制を明らかにするとともに、他部門との連携が十分図られる組織となっていること。関係法規に基づいた管理・運営を行うこと。

(2) 栄養管理について

心身の発育・発達が著しい子どもにとって大切な食事であることを十分認識し、「児童福祉施設における『食事摂取基準』を活用した食事計画について*¹」に基づいた栄養管理を行うとともに、子どもの発育・発達状況、栄養状態、生活状況等について把握し、提供する食事の量と質についての計画（以下「食事計画」という。）を立てること。

(3) 食育について

「食育基本法*²」、「保育所保育指針*³」、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領*⁴」及び「札幌市食育推進計画*⁵」を踏まえ、「楽しく食べる子どもに～保育所における食育に関する指針～*⁶」、「児童福祉施設等における食事の提供ガイド*⁷」の主旨を十分理解し、推進していくこと。

2 保育所等における給食の役割と意義

(1) 発育・発達のための役割

現在、学童期や思春期において朝食の欠食等の食習慣の乱れや思春期のやせに見られるような心と体の健康問題が生じている。生涯にわたって健康で質の高い生活をおくるためには、乳幼児期から正しい食事のとり方や望ましい食習慣の定着及び食を通じた人間性の形成、家族関係づくりによる心身の健全育成を図り、発育・発達過程に応じた食に関する取組を進めることが必要である。

保育所等の給食は、子どもの心身ともに健全な発達と健康の維持・増進に必要なエネルギーや栄養素等を給与するとともに、給食を通して望ましい食習慣や手洗いの励行などの衛生的概念を身に付け、「楽しく食べて、“心も体も”元気な子ども」を目標としている。「食べること」は「生きること」の源であり、心と体の発達に密接に関係している。乳幼児期から、発達段階に応じて豊かな食の体験を積み重ねていくことにより、生涯にわたって健康でいきいきとした生活をおくる基礎となる「食を営む力」を培うことが重要である。

保育所等に通う子どもは、0歳から6歳までと年齢差が大きいことや個人差が大きいことが特徴である。また、保育所等は子どもが1日の生活時間の大半を過ごす場であることから、給食の果たす役割は大きい。食事は空腹を満たすだけでなく、人間的な信頼関係の基礎をつくる営みでもある。子どもは身近な大人からの援助を受けながら、他の子どもとの関わりを通して、豊かな食の体験を積み重ねることができる。楽しく食べる体験を通して、子どもの食への関心を育み、「食を営む力」の基礎を培う「食育」を実践していくことが重要である。

(2) 乳幼児期の身体発育のための食事の重要性和給食の配慮事項

ア 子どもの望ましい発育・発達のためには、心と体の健康な状態を確保することが基本である。

イ 乳幼児期は、身体発育とともに、運動機能、手指の微細運動、脳・神経機能が急速に発達していく。

ウ この時期に食事により摂取するエネルギーや栄養素は、健康の維持・増進や活動に使われるだけでなく、発育・発達のためにも必要な点で成人期と大きく異なる。

エ 多くの栄養量が必要となることから、乳児は授乳回数が多く、幼児も3回の食事に

加えて間食（おやつ）をとる等、低年齢であるほど、生活に占める食事の割合が大きい。

オ 乳幼児は消化・吸収、排泄機能も未熟であるため、その発達に応じた形態の食事が提供されなければ、十分なエネルギーや栄養素の摂取ができず、身体の発育も保障できないことを十分に認識しなければならない。

(3) 子どもの食べる機能の発達、味覚形成を考慮した給食の提供

食事提供を考えるには、栄養とともに食べる機能の発達を理解しておく必要がある。その食べる機能の発達は、摂食・嚥下機能の発達と食行動の発達、味覚の発達に分けられる。

ア 摂食・嚥下機能の発達

摂食・嚥下機能の発達には、器官面と機能面がある。その発達は年齢で区切ることができず、社会的状況や個人差も大きい。

(ア) 器官の発達

a 食べる機能に関わる器官は、口唇から食道まで含まれ、その年齢に適した変化を遂げる。

b 哺乳が中心の乳児期前半

上あごに哺乳窩といわれるくぼみがあり、頬の内側の脂肪が多く口腔内が狭い。口腔内は哺乳時の陰圧を作りやすくなっている。

c 歯の萌出

年齢による最も大きい器官の変化は、歯の萌出である。乳歯は6か月頃から萌出し3歳頃に生えそろふ。歯の萌出は口腔や咽頭腔を広げ、哺乳から咀嚼への機能的変化に適した器官となる。

(イ) 機能の発達

a 胎児

口腔・咽頭機能の発達は、胎児期から始まっている。

子宮内では羊水の嚥下や指しゃぶり等の動作が観察される。

b 新生児

満期産で出生した子どもは、探索反射、吸啜反射、嚥下反射がみられ、母あるいは哺乳ビンから上手に飲むことができる。

c 早産児・未熟児

出生時に十分に哺乳ができない場合には、経管栄養が必要になる。

d 乳児から幼児

離乳食は、生後5～6か月頃に、食品をなめらかにすりつぶしたペースト状の食形態から開始される。1歳過ぎには大人の咀嚼や嚥下に近いところまで発達し、様々な食品からエネルギーや栄養素の摂取が可能となる。

イ 食行動の発達

子どもにとって家族や誰かと一緒に食べることは、社会性やコミュニケーションを学ぶことの入口でもある。

食行動は食物摂取に関する様々な行動を指し、文化や社会的背景とその変化に影響される。食べる行為そのものだけでなく食物の生産、加工、流通、食品の選択、調理まで広く関係し、栄養、楽しみ、コミュニケーション等も含まれる。

(ア) 食べることで子どもが発達や家庭での育児、保育所等における保育の基盤である。

(イ) 自分で食べることは、食物の選択を含めて、自分の意志や意欲を伴うことである。食べることは子どもの意欲を引き出すことが重要であり、楽しさにもつながる。

(ウ) 食行動の発達は経験が大切である。

- (エ) 子どもは自ら食物を選択できるわけではなく保護者や保育士等に委ねられるため、安心して食事を摂れる環境や、生きていくために最も重要な食物を与えてくれる人への信頼は、より深いものになる。
- (オ) 食物の種類のみならず、速度、リズム、姿勢、環境なども保護者や保育士等が選択しているともいえる。食習慣は、一定の食行動がくり返し行われることにより、子どもの中に定着するので、保護者や保育士等の食に対する考え方が、子どもの食行動に大きな影響を与える。
- (カ) 乳幼児期は、日々の経験からその生活習慣を形成していく時期であり、そのひとつである食習慣も、幼児期に決定する部分がある。
- (キ) 「個食」「孤食」という言葉があるように、社会全体に食行動の変化がみられ、子どもも影響を受ける。
- (ク) 子どもにとって家族と一緒に食事をゆっくり楽しく食べることは、栄養素の摂取という観点だけではなく、食べることの楽しさ、そしてコミュニケーションや社会性を学ぶ場としても大切であり、それは精神発達に直接関わる重要な位置づけをもつ。

ウ 味覚の発達

- (ア) 子どもは生まれたときから、甘味、酸味、塩味、辛味、旨味を感じると言われるが、更に離乳期の食体験によって味覚が発達し、嗜好が形成される。食べ物がもつ素材の味の情報を蓄積するためにも、離乳食は素材の味を生かしたうす味とすることが大切である。
 - (イ) 乳幼児期から、様々な食べ物の多くの味を経験できる食事を提供することが幅広い味覚を作り上げ、偏らない嗜好の形成を支援することになる。
- (4) 食事提供に係る乳児への配慮、留意事項（0歳児）
- ア 栄養状態の適否が発育・発達に大きな影響を与える。
 - イ 消化・吸収、代謝機能が未熟な時期であり、個人差も大きい。
 - ウ 疾病や細菌に対する抵抗力が弱い。
 - エ 食事を通して人間関係の基礎がつくられる。
- (5) 食事提供に係る幼児への配慮、留意事項（1～5歳児）
- ア 成長に沿ったエネルギー及び栄養素の摂取のあり方を考える必要がある。
 - イ 咀嚼、消化吸収、代謝能力等は個人差が大きくかつ未熟である。
 - ウ 摂食行動が自立する。
 - エ 食欲のムラや遊び食い、偏食などが目立つ。
 - オ 食事を通して社会性が育つ。
 - カ 疾病や細菌に対する抵抗力が弱い。
 - キ 生涯にわたる健康のための生活習慣、食習慣の基礎づくりの時期である。

3 家庭や地域との連携と職員間（他職種）の連携

保育所等における「食育」は、保育所保育指針等を基本とし、「食を営む力」の基礎を培うことを目標として実施される。「食育」の実施にあたっては、家庭や地域社会と連携を図り、保護者の協力のもと、保育士、調理員、管理栄養士及び栄養士（以下「栄養士等」という。）、看護師等の全職員がその有する専門性を生かしながら、ともに進めることが重要である。

また、保育所等は地域子育て支援の役割をも担っていることから、在宅の子育て家庭からの乳幼児の食に関する相談に応じ、助言を行うよう努める。

4 給食業務と分担

施設長は、給食責任者と協議し、給食業務について分担を定め、職員に周知して給食業務の責任体制を明確にし、平常時から施設長を責任者とする危機管理体制を整備し、感染性胃腸炎等の拡大や食中毒の未然防止に努める。

5 給食運営会議等

給食業務の円滑な運営を図り、給食の目的を達成するために、施設長をはじめ給食責任者及び職員の参加による給食運営会議、又はこれに代わる会議（職員会議・保育会議など）を毎月1回程度定例的に開催し、食育計画及び食事計画の作成、その評価等を通して、給食運営の改善に努める。また、会議録を作成し、給食運営に積極的に活用する。

6 指導食について

職員に給食を提供する場合は、食育の推進を図ることを目的とし、指導食として位置づける。

子どもと同一の献立を同量程度提供し、子どもとともに喫食することを基本とする。

給食材料の購入・受け払い・支払いの事務は、食数管理を適正に行うことにより、子どもと職員分を一括して処理することができる。

給食費については、食材費や食器、労力、光熱費等、調理に伴う経費を勘案し、一食あたりの適正単価を設定し、職員からの徴収を原則とする。

【関係通知等】

- * 1 令和2年3月31日子母発0331第1号
- * 2 平成17年法律第63号
- * 3 平成29年厚生労働省告示第117号
- * 4 平成29年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号
- * 5 令和5年12月策定（第4次札幌市食育推進計画）
- * 6 平成16年3月29日雇児保発第0329001号
- * 7 令和7年9月こども家庭庁成育局母子保健課成育基盤企画課

